

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 8 日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 2 号

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成3年新潟市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「同条第7項」を「同条第6項」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 加入医療保険の資格情報が確認できるもの

第8条第2号中「規定するところにより交付される食事療養に係る標準負担額減額認定証（以下「標準負担額減額認定証」という。）又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）の交付」を「規定により食事療養標準負担額の減額認定」に改め、同条第3号中「標準負担額減額認定証又は減額認定証の交付」を「医療保険各法の規定により生活療養標準負担額の減額認定」に改める。

第10条第1項中「医療保険証及び受給者証を提出」を「加入医療保険の資格情報が確認できるもの及び受給者証を提示」に改め、同条第2項中「標準負担額減額認定証又は減額認定証」を「当該食事療養又は生活療養に係る標準負担額の減額認定を受けていることが確認できるもの」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「又は標準負担額受給者証」を削り、同項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

別表中「170円」を「180円」に、「230円」を「240円」に、「180円」を「190円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 上表において「入院医療の必要性の高い者」とは、健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）による者及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者をいう。

2 上表において「減額認定証」とは、医療保険各法の規定するところにより交付される食事療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。